

平成30年第2回八街市教育委員会定例会議事日程

平成30年 2月14日(水)
午後 1時30分 団体研修室

施設訪問 午前9時50分 教育長室
笹引小学校 郷土資料館

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 議 題

(1) 教育長報告

(2) 前回議事録の承認について

(3) 議決事項

議案第1号 八街市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則
について

議案第2号 平成29年度八街市一般会計教育費予算の補正について

(4) 報告事項

第1号報告 平成29年度八街市一般会計教育費予算の補正について
(専決)

第4 その他

(1) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

平成30年第2回定例会

期 日 平成30年2月14日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時09分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	大 西 昭 子
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	村 山 のり子
	教育総務課長	川 名 弘 晃
	学校教育課長	柿 崎 清
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	関 貴美代
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	堀 越 和 則
	図書館長兼視聴覚教材センター所長	高 橋 みち子
	学校給食センター所長	和 田 暢 祥
	教育総務課主査(事務局)	森 政 幸

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、平成30年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に本田委員と加曾利を指定します。

3. 議題

(1) 教育長報告

○教育次長

1月23日、八街っ子夢議会が、午後1時30分から市議会議場において行われました。

1月30日、自転車安全教室が二州小学校において開催されました。これは、元パラリンピックの自転車競技メダリスト、石井雅史選手の指導のもと行われました。

2月1日、郷土資料館の企画展を見学しました。

2月2日、印旛教育会館において、印教連教育功労者表彰式が行われました。本市からは、朝陽小学校の大石校長が表彰されました。

2月4日、八街市並びに八街市教育委員会の定例表彰式が、中央公民館において行われました。委員の皆さまの出席ありがとうございました。

2月11日、八街中学校を会場に、八街市ロードレース大会が行われました。こちら委員の皆さまの出席ありがとうございました。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

(2) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月19日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(3) 議決事項

○教育長

本案件中、議案第2号は、八街市教育委員会会議規則第13条第1項第4号に該当しますので、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

<異議なし>

賛成全員により、議案第2号は、非公開とします。

・議案第1号 八街市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

まずはじめに、訂正をお願いします。別冊の新旧対照表の左側、改正後の欄第8条の4第3項の「事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。」となっているのを「事務主任は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務に関する事項について、連絡調整、指導及び助言に当たる。」に訂正をお願いします。

今回の改正は、平成28年4月1日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことを受け、今回の改正を行うものです。

改正の一つ目は、学校事務職員の職務についてです。

学校教育法では、これまで、「事務職員は事務に従事する」となっていますが、今回の改正で「事務職員は事務をつかさどる」となりました。これにより、事務職員がより権限と責任を持って学校の事務を処理し、管理職を補佐しながら、より積極的に学校運営に参画することが期待されています。この法改正に合わせて、市の管理規則を改正するものです。

改正の二つ目は、「共同学校事務室」の設置が制度上明文化されたことです。

事務の共同実施については、本市において今までも行っておりましたが、今回の法改正をうけて、管理規則の中にも明文化しました。

これは、平成30年4月1日から施行となります。

それでは、別冊の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正の一つ目「事務職員の職務」に係る部分について説明いたします。

新旧対照表1ページの第8条の4第3項中「事務をつかさどる」を「事務職員その他の職員が行う事務に関する事項について、連絡調整、指導及び助言に当たる」に改めます。

また、別表第1の中の「主事」の欄を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に、併せて、事務長、主査、副主査の職務を表中のとおりに改正しました。事務長、主査、副主査の職務の文言は、学校教育法施行規則の改正で出されたものです。

また、2ページの別表第2の「区分、学校経営」の欄の「職務内容関係事務」の欄に(6)を加え、今回の改正の趣旨にある「学校運営への参画」について明文化しました。

同様の趣旨で、3ページの「渉外」の欄に(2)「地域及び関係諸機関との渉外事務」を加えました。

次に、改正の二つ目「事務の共同実施」に係る部分について説明いたします。

1ページの第4条第3項を改正後のように改め、「八街市学校事務共同実施組織」を明文化しました。

また、第4項を新たに加え、「必要な事項は教育委員会が別に定める」としました。

また、3ページの別表第2中の区分「学校経営」に「4 学校事務の共同実施に関する事」を加えました。

最後に、これまで説明いたしました大きな2つの改正に加え、世の中の流れや動きに合わせて、3ページの別表第2中の「区分、総務」の欄を改正いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

別表第2の中の「区分、学校経営」の欄「(1) 学校事務機能の強化、(2) 学校運営に関する支援」とは、具体的にどのようなことなのですか。

○学校教育課長

(1)と(2)の両方に関わってしまうかもしれませんが、共同実施ということで、いくつかの学校事務職員が1ヶ所に集まって一緒に事務をすることにより事務の効率化が図れたり、複数の目で見ることにより正確性が向上したり、若い職員とベテランの職員が一緒に仕事をするることにより若手の育成が図れるというようなねらいがあります。このようなことが確立されれば、時間にも余裕ができ、その時間を学校経営として、他の先生方の支援に充てられたりもすることが考えられます。

○委員

別表第2の中の「区分、渉外」の欄「(1)官公庁、PTA及びその他団体等との渉外関係事務」の「その他団体等」とは、旧規則で言うと新規則の(2)の中の「地域及び関係諸機関」のことを言っているのではないのですか。

言い方を換えれば、なぜ、改めて「地域及び関係諸機関との渉外事務」を新たに加えたのですか。

○学校教育課長

確かに、「その他団体等」に含まれるものでありますが、「地域と共に歩む学校づくり」をすすめている現状なので、あえて「その他団体等」から「地域」を取り出して強調したものです。

○教育長

他に質問等がありますか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

・議案第2号 平成29年度八街市一般会計教育費予算の補正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第2号について説明いたします。

はじめに歳入予算について説明いたします。補正予算書の12ページをご覧ください。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、5目 教育使用料については、補正前の額から19万3千円を減額し、補正後の額を2千52万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中央公民館使用料193千円の減額は、一般団体の利用が減ったことによる減額補正です。

○学校教育課長

補正予算書の12ページ、13ページをご覧ください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金については、補正前の額から432万4千円を減額し、補正後の額を1千805万6千円にするものです。

1 節 小学校費補助金 4 6 万 9 千円の減額は、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる児童の確定による補助金の増額及び減額です。

2 節 中学校費補助金 1 2 1 万 8 千円の減額は、小学校と同様、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる生徒の確定による補助金の減額です。

4 節 教育指導費補助金 3 1 万 1 千円の減額は、発達障害支援アドバイザーの賃金の確定による補助金の減額です。

○社会教育課長

1 4 ページをご覧ください。

1 5 款 県支出金、2 項 県補助金、8 目 教育費県補助金については、補正前の額から 2 3 万 9 千円を減額し、補正後の額を 7 6 2 万 7 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 4 0 万 7 千円の減額は、交付額が確定したことによるものです。

放課後子ども教室推進事業費補助金 1 6 万 8 千円の増額は、県からの追加交付があったことによる増額補正です。

○学校教育課長

次に、歳出予算についてご説明いたします。補正予算書 2 5 ページをご覧ください。

9 款 教育費、1 項 教育総務費、3 目 教育指導費については、補正前の額から 6 0 0 万 7 千円を減額し、補正後の額を 8 千 5 4 1 万 3 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育指導諸費 4 3 3 万 5 千円の減額は、特別支援教育支援員・校内適応指導教室補助教員の賃金等の確定に伴うものです。

教育支援体制整備事業費 1 6 7 万 2 千円の減額は、発達障害支援アドバイザーの賃金等の確定に伴うものです。

2 6 ページをご覧ください。

2 項 小学校費、2 目 教育振興費については、補正前の額から 5 0 万 9 千円を減額し、補正後の額を 6 千 3 7 万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校児童援助奨励費 5 0 万 9 千円の減額は、2 0 節扶助費で、特別支援教育就学奨励費が当初の見込みを下回ったためです。

3 項 中学校費、2 目 教育振興費については、補正前の額から 2 2 6 万 8

千円を減額し、補正後の額を4千507万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校生徒援助奨励費226万8千円の減額は、20節扶助費で、小学校同様、特別支援教育就学奨励費が当初の見込みを下回ったためです。

○社会教育課長

27ページをご覧ください。

5項 社会教育費についてご説明いたします。

1目 社会教育総務費については、補正前の額から62万6千円を減額し、補正後の額を1億279万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

社会教育振興費24万1千円の減額の主なものは、8節報償費は、家庭教育学級講師料の講師謝礼について、企業等の無償講師を活用できたことによるものです。14節使用料及び賃借料は、市民音楽祭に参加できなかった学校の生徒送迎用バス借上料の減額です。15節工事請負費は、社会教育課が中央公民館へ移転の際の電話移設工事費の額の確定による減額です。

青少年健全育成費29万5千円の減額は、8節報償費は、昨年9月から開設しました交進小学校放課後子ども教室指導員の謝礼の減額です。18節備品購入費は、同じく昨年9月から開設しました交進小学校放課後子ども教室用の備品購入費で、県の放課後子ども教室推進事業費補助金の追加交付があり活用するものです。

文化財保護費9万円の減額は、15節工事請負費、指定文化財の小間子牧野馬捕込跡侵入防止柵設置工事の入札による減額です。

2目 公民館費については、補正前の額から54万2千円を減額し、補正後の額を5千174万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中央公民館管理運営費41万3千円の減額の主なものは、1節報酬は、公民館運営審議会会議の開催を3回から2回にしたためです。13節委託料は、消防設備保守点検業務のうち、防火対象物定期点検が、有料認定により点検が免除になったことによる減額です。

28ページをご覧ください。

特殊建築物定期調査は、建築基準法の改正により定期点検が対象外になったことによる減額です。

中央公民館整備事業費12万9千円の減額は、13節委託料の設計管理業務で、エレベーターの更新工事に伴う設計業務の入札による減額です。

5目 郷土資料館費については、補正前の額から101万7千円を減額し、

補正後の額を653万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

郷土資料館管理運営費101万7千円の減額は、郷土資料館費の老朽化に伴う床の改修工事等を緊急的に行ったもので、入札による減額です。

○学校教育課長

6項 保健体育費、2目 学校保健費についてご説明いたします。

補正前の額から169万1千円を減額し、補正後の額を3千541万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健管理費169万1千円の減額について、12節役務費40万9千円の減額は、飲料水水質検査の契約額が確定したためです。13節委託料80万9千円の減額は、児童生徒及び教職員の健康診断の実施者が当初見込み人数より少なかったためです。

○図書館長

次に、債務負担行為についてご説明いたします。補正予算書7ページをご覧ください。

(86) 図書館消火器の賃借の期間は、平成29年度から39年度までで、限度額は、19万円です。

これは、図書館を火災から予防し、教育財産の保全を図るためのもので、業務上4月1日から支障のないよう使用できるようにするためには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

(4) 報告事項

○教育長

・第1号報告 平成29年度八街市一般会計教育費予算の補正(専決)について、事務局の報告をお願いします。

○図書館長

第1号報告についてご説明いたします。補正予算書（専決）の2ページをご覧ください。

（82）図書館空調設備保守点検業務の期間は、平成29年度から平成30年度までで、限度額は、161万円です。

図書館の空調設備については、老朽化が著しく、近年において緊急の修繕が多発していることなどにより、平成30年度当初から保守点検業務を行うべく平成29年度中に入札を行うため、債務負担行為を設定する必要がありましたが、市議会を招集する時間の余裕がないため、専決処分を行うことといたしました。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

4. その他

（1）各課等からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

平成30年1月20日～2月14日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
1/20	土	9:00	スポーツプラザ	第21回八街市近隣中学校交流柔道大会
1/23	火	13:30	八街市議会議場	八街っ子夢議会
1/25	木	13:00	二州小学校	二州小学校外国語授業研究会
1/30	火	10:15	二州小学校	自転車安全教室
2/1	木	13:10	特別会議室	庁議
〃	〃	15:00	郷土資料館	郷土資料館企画展
2/2	金	14:00	印旛教育会館	印教連教育功労者表彰式
〃	〃	15:00	〃	第4回印教連定例常任委員会
2/3	土	8:55	千葉黎明高等学校	「安全と平和を祈る日」集会
2/4	日	10:00	中央公民館	八街市及び八街市教育委員会定例表彰式
2/6	火	13:00	市長室	八街市職員採用試験打合せ
〃	〃	15:00	大会議室	第2回八街市協働のまちづくり推進本部
2/7	水	8:45	第1会議室	八街市職員採用試験(2次面接)
2/8	木	16:00	第1会議室	部課長会議
2/9	金	13:15	八街北小学校	第10回八街市小中学校長研修会
2/11	日	8:45	八街中学校	八街市ロードレース大会
2/13	火	13:30	特別会議室	八街市議会3月定例会議案説明記者会見
〃	〃	15:00	八街第一幼稚園	園長会議
2/14	水	9:00	北総教育事務所別館	平成29年度末人事異動関係 2次面接